



NOMURA
Office Fund

平成 25 年 6 月 14 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
野村不動産オフィスファンド投資法人
代表者名 執行役員 丸子 祐一
(コード番号: 8959)
資産運用会社名
野村不動産投資顧問株式会社
代表者名 代表取締役社長 福井 保明
問合せ先 NOF投資責任者 入江 忠徳
03-3365-0507 nreof8959@nomura-re.co.jp

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、本日付の役員会において、規約変更及び役員選任に関して、下記のとおり平成 25 年 7 月 26 日に開催予定の本投資法人の第 6 回投資主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、下記事項は当該投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 規約変更の主な内容及び理由について

- ① 第 16 条第 3 項関係
補欠執行役員及び補欠監督役員の選任に係る決議の効力を有する期間に関し、原則として被補欠者である執行役員又は監督役員の任期と一致させるため、規約において別段の定めを新設するものです。
- ② 第 19 条第 2 項及び第 3 項関係
役員会の開催を機動的に行うことができるようにするため、役員会の招集通知の発送の期限について、緊急の必要がある場合には、執行役員及び監督役員の全員の同意がなくても短縮することを可能とする修正を行うものです。
- ③ 第 32 条第 1 項(10)関係
平成 25 年 1 月 4 日付にて、社団法人投資信託協会が一般社団法人に移行したことに伴い、必要な字句の修正等を行うものです。
- ④ 第 34 条第 1 項及び第 2 項関係
金銭の分配の方針について、内容の明瞭化、法令改正等があった場合への対応及び一般社団法人投資信託協会の諸規則との整合性の観点から、所要の変更を行うものです。
- ⑤ 第 36 条関係
資産運用会社に支払う資産運用報酬の基準について、表現の統一及び内容の明瞭化の観点から、所要の変更を行うものです。

ご注意: この文書は、本投資法人の規約変更及び役員選任に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

⑥ 上記のほか、必要な条項の整備及び字句の修正等を行うものです。

(規約変更の詳細につきましては、添付の「第6回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

2. 役員選任について

執行役員丸子祐一、監督役員一條實昭及び監督役員宮直仁は、平成25年8月7日をもって任期満了となるため、執行役員1名（候補者：伊藤慶幸）及び監督役員2名（候補者：一條實昭及び宮直仁）の選任について議案を提出するものです。

また、監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、新たに補欠監督役員1名（候補者：吉村貞彦）の選任について議案を提出するものです。

(役員選任の詳細につきましては、添付の「第6回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

3. 投資主総会日等の日程

平成25年6月14日 第6回投資主総会提出議案に係る役員会決議

平成25年7月9日 第6回投資主総会招集ご通知発送（予定）

平成25年7月26日 第6回投資主総会開催（予定）

以 上

【添付資料】

- ・第6回投資主総会招集ご通知

- * 本資料の配布先 : 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- * 本投資法人のホームページURL : <http://www.nre-of.co.jp/>

ご注意: この文書は、本投資法人の規約変更及び役員選任に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

平成25年7月9日

投資主各位

東京都新宿区西新宿八丁目5番1号
野村不動産オフィスファンド投資法人
執行役員 丸 子 祐 一

第6回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第6回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成25年7月25日（木曜日）午後5時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、規約第13条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人規約抜粋）

規約第13条第1項及び第2項

第13条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成したものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時：平成25年7月26日（金曜日）午後1時00分
2. 場 所：東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社東京証券取引所2階 東証ホール
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項：

決 議 事 項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：監督役員2名選任の件
- 第4号議案：補欠監督役員1名選任の件

以 上

(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である野村不動産投資顧問株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

(ご案内)

- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.nre-of.co.jp>) に掲載いたします。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、本投資法人の議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書用紙と共に会場受付にご提出くださいますようお願いいたします。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

① 第16条第3項関係

補欠執行役員及び補欠監督役員の選任に係る決議の効力を有する期間に関し、原則として被補欠者である執行役員又は監督役員の任期と一致させるため、規約において別段の定めを新設するものです。

② 第19条第2項及び第3項関係

役員会の開催を機動的に行うことができるようにするため、役員会の招集通知の発送の期限について、緊急の必要がある場合には、執行役員及び監督役員の全員の同意がなくても短縮することを可能とする修正を行うものです。

③ 第32条第1項(10)関係

平成25年1月4日付にて、社団法人投資信託協会が一般社団法人に移行したことに伴い、必要な字句の修正等を行うものです。

④ 第34条第1項及び第2項関係

金銭の分配の方針について、内容の明瞭化、法令改正等があった場合への対応及び一般社団法人投資信託協会の諸規則との整合性の観点から、所要の変更を行うものです。

⑤ 第36条関係

資産運用会社に支払う資産運用報酬の基準について、表現の統一及び内容の明瞭化の観点から、所要の変更を行うものです。

⑥ 上記のほか、必要な条項の整備及び字句の修正等を行うものです。

2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第16条（執行役員及び監督役員の選任及び任期）</p> <p>1.（記載省略）</p> <p>2.（記載省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第16条（執行役員及び監督役員の選任及び任期）</p> <p>1.（現行のとおり）</p> <p>2.（現行のとおり）</p> <p>3. <u>補欠の役員（執行役員及び監督役員をいう。以下本項において同じ。）の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議がなされた投資主総会（当該投資主総会において役員が選任されなかった場合には、その直前に役員が選任された投資主総会）において選任された被補欠者である役員の任期が満了する時までとする。但し、投資主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。</u></p>
<p>第19条（招集）</p> <p>1.（記載省略）</p> <p>2. 役員会の招集通知は、会日の3日前までに執行役員及び監督役員の全員に対して、発するものとする。但し、<u>執行役員及び監督役員の全員の同意を得て、招集期間を短縮し、又は省略することができる。</u></p> <p>（新設）</p>	<p>第19条（招集）</p> <p>1.（現行のとおり）</p> <p>2. 役員会の招集通知は、会日の3日前までに執行役員及び監督役員の全員に対して、発するものとする。但し、<u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>3. <u>執行役員及び監督役員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで役員会を開催することができる。</u></p>
<p>第27条（資産運用の対象とする<u>特定資産</u>の種類、目的及び範囲）</p> <p>（以下記載省略）</p>	<p>第27条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>（現行のとおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第32条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1.（記載省略）</p> <p>（1）～（9）（記載省略）</p> <p>（10）その他</p> <p>上記に定めがない場合は、社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる会計基準により付されるべき評価額をもって評価する。</p> <p>2.（記載省略）</p> <p>3.（記載省略）</p> <p>第33条（決算期）</p> <p>本投資法人の営業期間は、毎年5月1日から10月末日まで、及び11月1日から翌年4月末日まで（以下、<u>決算期間</u>の末日をそれぞれ「決算日」という。）とする。</p> <p>第34条（金銭の分配の方針）</p> <p>1. 分配方針</p> <p>本投資法人は、以下の運用方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 本投資法人の運用資産の運用等によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」という。）は、投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して決算日毎に算出される利益（貸借対照表上の純資産額から出資総額、出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額を控除した額をいう。）の金額をいう。</p>	<p>第32条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1.（現行のとおり）</p> <p>（1）～（9）（現行のとおり）</p> <p>（10）その他</p> <p>上記に定めがない場合は、<u>一般</u>社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる会計基準により付されるべき評価額をもって評価する。</p> <p>2.（現行のとおり）</p> <p>3.（現行のとおり）</p> <p>第33条（決算期）</p> <p>本投資法人の営業期間は、毎年5月1日から10月末日まで、及び11月1日から翌年4月末日まで（以下、<u>営業期間</u>の末日をそれぞれ「決算日」という。）とする。</p> <p>第34条（金銭の分配の方針）</p> <p>1. 分配方針</p> <p>本投資法人は、以下の運用方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 本投資法人の運用資産の運用等によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」という。）は、投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して決算日毎に算出される利益（<u>各決算日の</u>貸借対照表上の純資産額から出資総額、出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額を控除した額をいう。）の金額をいう。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) 分配金額は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）第67条の15第1項（以下「投資法人に係る課税の特例規定」という。）に規定される本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とする（但し、分配可能金額を上限とする。）。なお、本投資法人は運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を分配可能金額から積み立てることができる。</p> <p>(3) （記載省略）</p> <p>2. 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断する場合、前項(2)で定める分配金額に<u>当該営業期間の減価償却額に相当する額</u>を上限として本投資法人が決定する額を加算した額を、分配可能金額を超えて分配することができる。また、上記の場合において金銭の分配金額が法令に定める投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</p> <p>3. （記載省略）</p> <p>4. （記載省略）</p>	<p>(2) 分配金額は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）第67条の15第1項（以下「投資法人に係る課税の特例規定」という。）に規定される本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額（<u>法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。</u>）を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とする（但し、分配可能金額を上限とする。）。なお、本投資法人は運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を分配可能金額から積み立てることができる。</p> <p>(3) （現行のとおり）</p> <p>2. 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断する場合、前項(2)で定める分配金額に<u>一般社団法人投資信託協会の諸規則に定める額</u>を上限として本投資法人が決定する額を加算した額を、分配可能金額を超えて分配することができる。また、上記の場合において金銭の分配金額が法令に定める投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</p> <p>3. （現行のとおり）</p> <p>4. （現行のとおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第36条（資産運用会社に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準）</p> <p>本投資法人が運用資産の運用を委託する資産運用会社（投信法に定めるものをいい、以下「資産運用会社」という。）に支払う報酬の計算方法及び支払の時期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 運用報酬 I</p> <p>本投資法人の直前の決算日の翌日から3ヶ月目の末日までの期間（以下、「計算期間 I」という。）及び計算期間 I の末日の翌日から決算日までの期間（以下、「計算期間 II」という。）毎に、次に定める方法により算出される本投資法人の総資産額に年率0.35%を乗じた額（1年365日として当該計算期間の実日数により日割計算。1円未満切捨。）とする。</p> <p>「計算期間 I」における総資産額 本投資法人の直前の営業期間の決算日付の貸借対照表（投信法に基づく承認を受けたものに限る。以下、「<u>貸借対照表</u>」という。）に記載された総資産額。</p>	<p>第36条（資産運用会社に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準）</p> <p>本投資法人が運用資産の運用を委託する資産運用会社（投信法に定めるものをいい、以下「資産運用会社」という。）に支払う報酬の計算方法及び支払の時期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 運用報酬 I</p> <p>本投資法人の直前の決算日の翌日から3ヶ月目の末日までの期間（以下、「計算期間 I」という。）及び計算期間 I の末日の翌日から<u>その後</u>の決算日までの期間（以下、「計算期間 II」という。）毎に、次に定める方法により算出される本投資法人の総資産額に年率0.35%を乗じた額（1年365日として当該計算期間の実日数により日割計算。1円未満切捨。）とする。</p> <p>「計算期間 I」における総資産額 本投資法人の直前の営業期間の決算日付の貸借対照表（投信法に基づく<u>役員会の承認</u>を受けたものに限る。）に記載された総資産額。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>「計算期間Ⅱ」における総資産額 「計算期間Ⅰ」における総資産額 に、計算期間Ⅰの期間中に本投資法人が運用資産を取得又は処分した場合には、取得した運用資産の取得価額の合計と処分した運用資産の直近の貸借対照表価額の合計の差額を加減した額。</p> <p>「計算期間Ⅰ」に対する報酬額は、計算期間Ⅰの期間満了日までに支払い、「計算期間Ⅱ」に対する報酬額は、計算期間Ⅱの期間満了日までに支払うものとする。</p> <p>(2) 運用報酬Ⅱ 本投資法人の当該営業期間における経常キャッシュフロー（本投資法人の損益計算書における運用報酬Ⅱ及び運用報酬Ⅲ控除前の経常損益に減価償却費及び繰延資産償却額を加えて、特定資産の売却損益及び評価損益（特別損益の部に計上されるものを除く。）を差し引いた金額とする。以下「CF」という。）に5.0%を乗じた額（1円未満切捨）とする。</p> <p>当該報酬の支払時期は、当該営業期間に係る計算書類等の本投資法人の役員会での承認（投信法に基づく承認を受けることをいう。以下同じ。）後1ヶ月以内とする。</p>	<p>「計算期間Ⅱ」における総資産額 「計算期間Ⅰ」における総資産額 に、計算期間Ⅰの期間中に本投資法人が第27条第1項に定める特定資産を取得又は処分した場合には、取得した特定資産の計算期間Ⅰの末日付の部門別合計残高試算表上の取得価額の合計と処分した特定資産の直前の営業期間の決算日付の貸借対照表（投信法に基づく役員会の承認を受けたものに限る。）上の価額の合計の差額を加減した額。</p> <p>「計算期間Ⅰ」に対する報酬額は、計算期間Ⅰの期間満了日までに支払い、「計算期間Ⅱ」に対する報酬額は、計算期間Ⅱの期間満了日までに支払うものとする。</p> <p>(2) 運用報酬Ⅱ 本投資法人の当該営業期間における経常キャッシュフロー（本投資法人の当該営業期間に係る損益計算書における運用報酬Ⅱ及び運用報酬Ⅲ控除前の経常損益に減価償却費及び繰延資産償却額を加えて、特定資産の売却損益及び評価損益（特別損益の部に計上されるものを除く。）を差し引いた金額とする。以下「CF」という。）に5.0%を乗じた額（1円未満切捨）とする。</p> <p>当該報酬の支払時期は、当該営業期間に係る計算書類等の本投資法人の役員会での承認（投信法に基づく役員会の承認を受けることをいう。）後1ヶ月以内とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(3) 運用報酬Ⅲ</p> <p>イ) 当該営業期間における本投資法人の投資口1口当たりのCFが、直近の6営業期間（当該営業期間を含む。以下同じ。）連続で前営業期間と同額か増加し、かつ当該営業期間における投資口1口当たりのCFが前営業期間比で増加した場合には、下記の計算式により求められた金額（1円未満切捨）とする。</p> <p>【計算式】 （当該営業期間に係る決算日の投資口1口当たりCF－前営業期間に係る決算日の投資口1口当たりCF）×当該営業期間に係る決算日の発行済投資口の総口数×30.0%</p> <p>ロ) 上記イ)の条件を満たさなかった場合において、当該営業期間における本投資法人の投資口1口当たりCFが直近の6営業期間の単純平均を上回り、かつ当該営業期間における投資口1口当たりCFが前営業期間比で増加した場合には、下記の計算式により求められた金額（1円未満切捨）とする。</p>	<p>(3) 運用報酬Ⅲ</p> <p>イ) 当該営業期間における本投資法人の投資口1口当たりのCFが、直近の6営業期間（当該営業期間を含む。以下同じ。）連続で前営業期間と同額か増加し、かつ当該営業期間における投資口1口当たりのCFが前営業期間比で増加した場合には、下記の計算式により求められた金額（1円未満切捨）とする。</p> <p>【計算式】 （当該営業期間に係る決算日の投資口1口当たりCF－前営業期間に係る決算日の投資口1口当たりCF）×当該営業期間に係る決算日の発行済投資口の総口数×30.0%</p> <p>ロ) 上記イ)の条件を満たさなかった場合において、当該営業期間における本投資法人の投資口1口当たりCFが直近の6営業期間の単純平均を上回り、かつ当該営業期間における投資口1口当たりCFが前営業期間比で増加した場合には、下記の計算式により求められた金額（1円未満切捨）とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>【計算式】 (当該営業期間に係る決算日の投資口1口当たりCF－当該営業期間を含む直近の6営業期間の単純平均の投資口1口当たりCF) ×当該営業期間に係る決算日の発行済投資口の総口数×30.0%</p> <p>なお、「投資口1口当たりCF」は、CFを各営業期間に係る決算日時点の発行済投資口の総口数で除することにより算出する。</p> <p>運用報酬Ⅲの支払時期は、イ)、ロ)ともに当該営業期間に係る計算書類等の本投資法人の役員会での承認後1ヶ月以内とする。</p> <p>制定 平成15年8月5日 改定 平成15年10月23日 平成17年7月26日 平成19年7月23日 平成21年7月27日 平成23年7月28日</p>	<p>【計算式】 (当該営業期間に係る決算日の投資口1口当たりCF－当該営業期間を含む直近の6営業期間の単純平均の投資口1口当たりCF) ×当該営業期間に係る決算日の発行済投資口の総口数×30.0%</p> <p>なお、「投資口1口当たりCF」は、CFを各営業期間に係る決算日時点の発行済投資口の総口数で除することにより算出する。</p> <p>運用報酬Ⅲの支払時期は、イ)、ロ)ともに当該営業期間に係る計算書類等の本投資法人の役員会での承認<u>(投信法に基づく役員会の承認を受けることをいう。)</u>後1ヶ月以内とする。</p> <p>制定 平成15年8月5日 改定 平成15年10月23日 平成17年7月26日 平成19年7月23日 平成21年7月27日 平成23年7月28日 <u>平成25年7月26日</u></p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員丸子祐一は、平成25年8月7日をもって任期満了となります。つきましては、執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、任期は、平成25年8月8日から2年間となります。

執行役員候補者は次のとおりです。

また、執行役員選任に関する本議案は、監督役員全員の同意によって提出されるものです。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する本投資法人の投資口の口数
いとう よしゆき 伊藤慶幸 (昭和32年1月21日生)	昭和55年4月 野村不動産株式会社入社 平成2年6月 同社 新百合ヶ丘営業所長 平成6年6月 同社 渋谷支店長 平成9年6月 同社 本社仲介センター長 平成13年3月 野村不動産アーバンネット株式会社流通事業本部 本社仲介センター長 平成15年5月 同社 流通事業本部 本店営業部長 平成16年2月 同社 投資運用事業部長 平成16年6月 同社 取締役 投資運用事業部長嘱託 平成19年4月 同社 アセット営業本部業務部長嘱託 兼 保険営業部担当 平成20年4月 同社 上席執行役員 アセット営業本部業務部長 兼 保険営業部担当 平成21年4月 同社 流通事業本部副本部長 兼 保険営業部担当 平成22年4月 同社 投資運用部担当 兼 保険営業部担当 平成24年4月 同社 常勤監査役(現職)	0口

(注) 上記執行役員候補者は、野村不動産アーバンネット株式会社の常勤監査役です。
上記執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 監督役員2名選任の件

監督役員一條實昭及び宮直仁の2名は、平成25年8月7日をもって任期満了となります。つきましては、監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、任期は、平成25年8月8日から2年間となります。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴及び本投資法人における地位 (重要な兼職の状況)	所有する本投資法人の投資口の口数
1	いち じょう さね あき 一條 實 昭 (昭和20年8月6日生)	昭和48年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 昭和48年4月 アンダーソン・毛利・ラビノウイツ法律事務所(現アンダーソン・毛利・友常法律事務所) 入所 昭和55年2月 米国 Whitman & Ransom (現Winston & Strawn) 法律事務所勤務 昭和55年11月 アンダーソン・毛利・ラビノウイツ法律事務所(現アンダーソン・毛利・友常法律事務所) 復帰 昭和57年1月 同法律事務所 パートナー 弁護士(現職) 平成14年4月 東京簡易裁判所 民事調停委員(現職) 平成19年8月 本投資法人 監督役員(現職)	0口

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴及び本投資法人における地位 (重要な兼職の状況)	所有する本投資法人の投資口の口数
2	みや なお ひと 宮 直 仁 (昭和25年1月29日生)	昭和49年4月 中央共同監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入社 昭和50年9月 公認会計士登録 昭和62年10月 監査法人井上達雄事務所と合併し井上斎藤監査法人 平成3年10月 英和監査法人と合併し井上斎藤英和監査法人 代表社員 平成5年10月 監査法人朝日新和会計社と合併し朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 平成15年7月 同社第5事業部長 東京事務所理事 平成18年7月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)公開本部長 本部理事 平成20年6月 宮直仁公認会計士事務所 所長 平成21年8月 本投資法人 監督役員(現職) 平成22年10月 宮直仁税理士事務所 所長(現職) 平成22年10月 双葉監査法人 代表社員 平成23年3月 同監査法人 統括代表社員(現職)	0口

(注) 上記監督役員候補者のうち一條實昭は、野村不動産レジデンシャル投資法人の補欠監督役員、アンダーソン・毛利・友常法律事務所のパートナー弁護士です。

上記監督役員候補者のうち宮直仁は、宮直仁税理士事務所の所長、双葉監査法人の統括代表社員です。

上記各監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

上記各監督役員候補者は、現在、いずれも本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

第4号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、新たに補欠監督役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

なお、第1号議案が承認可決された場合には、本議案において、補欠監督役員選任に係る決議が効力を有する期間は、第1号議案による変更後の本投資法人規約第16条第3項の定めにより、第3号議案において選任される監督役員の任期が満了する時までとします。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する本投資法人の投資口の口数
よしむらさだひこ 吉村貞彦 (昭和22年10月18日生)	平成8年5月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人) 理事	0口
	平成14年5月 新日本監査法人(現新日本有限責任監査法人) 常任理事	
	平成16年5月 同法人 副理事長	
	平成20年8月 同法人 シニア・アドバイザー	
	平成21年7月 株式会社石原ホールディングス 監査役(現職)	
	平成22年4月 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科 特任教授(現職)	
	平成22年6月 株式会社ジャフコ 監査役	
	平成24年1月 PGMホールディングス株式会社 監査役(現職)	
	平成24年6月 株式会社ジャフコ 常勤監査役(現職)	
平成25年1月 野村不動産マスターファンド投資法人 監督役員(現職)		

(注) 上記補欠監督役員候補者は、野村不動産マスターファンド投資法人の監督役員、株式会社石原ホールディングスの監査役、青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科の特任教授、PGMホールディングス株式会社の監査役、株式会社ジャフコの常勤監査役です。

上記補欠監督役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の規約第13条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案、第2号議案、第3号議案及び第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

- 【会 場】 東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社東京証券取引所2階 東証ホール
- 【電 話】 03-3666-0141



【交通】

- | | | |
|-----------|------|-------------|
| 東京メトロ東西線 | 茅場町駅 | (出口11) 徒歩5分 |
| 東京メトロ日比谷線 | 茅場町駅 | (出口7) 徒歩7分 |
| 都営地下鉄浅草線 | 日本橋駅 | (出口D2) 徒歩5分 |

【注意事項】

- 東京証券取引所へのご入場は西口よりお願い申し上げます。
- ご入場に当たっては、警備員に議決権行使書用紙をご提示ください。
- ご入場の際に、警備員による金属探知機の検査があります。
- 会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- 節電により会場内の温度設定が高めになることがありますので、投資主の皆様にはなるべく軽装にてお越しくださいますようお願い申し上げます。